

掛川市教育委員会訓令甲第1号

掛川市教育委員会事務決裁規程（平成17年掛川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月29日

掛川市教育委員会教育長 山田文子

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号中「次長」を「部長」に、「教育次長」を「部に置かれる長」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「表の中欄に掲げる室、苑及びセンター」を「学校給食整備室」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 部 掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第3条第1項の教育部をいう。

別表第1の1の表中

「

決 裁 事 項	決 裁 区 分			備 考
	教育長	次 長	課 長	

」

を

「

決 裁 事 項	決 裁 区 分			備 考
	教育長	部 長	課 長	

」

に、

「

16 出版物の刊行	特に重要なもの	重要なもの	定例的又は軽易なもの	一般市民向けのものは、企画調整課長に合議
-----------	---------	-------	------------	----------------------

」

を

16 出版物の刊行	特に重要なもの	重要なもの	定例的又は軽易なもの	一般市民向けのものは、企画政策課長に合議
-----------	---------	-------	------------	----------------------

に、

22 異議の申立て、訴訟及び和解	○			
------------------	---	--	--	--

を

22 審査請求、訴訟及び和解	○			
----------------	---	--	--	--

に改め、同表2の表中

決 裁 事 項	決 裁 区 分			備 考
	教育長	次 長	課 長	

を

決 裁 事 項	決 裁 区 分			備 考
	教育長	部 長	課 長	

に、

2 事務分担等の調整		複数の課にわたるもの	課内係間の調整	次長決裁事項は企画政策部長に、課長決裁事項は企画調整課長に合議
------------	--	------------	---------	---------------------------------

を

2 事務分担等の調整		複数の課にわたるもの	課内係間の調整	部長決裁事項は企画政策部長に、課長決裁事項は企画政策課長に合議
------------	--	------------	---------	---------------------------------

に、

5 事務引継の確認	次長	課長	主幹等以下	
-----------	----	----	-------	--

を

5 事務引継の確認	部長	課長	主幹等以下	
-----------	----	----	-------	--

に改め、同表3の表中

決 裁 事 項	決 裁 区 分			備 考
	教育長	次 長	課 長	
1 所属職員の配置		所属部内 一般職員 の6月以 内の臨時 的配置	所属課内 一般職員 の配置	次長決裁事項は企画政 策部長に、課長決裁事 項のうち年度途中にお ける変更の場合は行政 課長及び企画調整課長 に合議

を

決 裁 事 項	決 裁 区 分			備 考
	教育長	部 長	課 長	
1 所属職員の配置		所属部内 一般職員 の6月以 内の臨時 的配置	所属課内 一般職員 の配置	部長決裁事項は企画政 策部長に、課長決裁事 項のうち年度途中にお ける変更の場合は行政 課長及び企画政策課長 に合議

に、

3 週休日の振替又は休日の代休時間の指定	次長	課長	主幹等以下	
4 勤務時間の割振り	次長	課長	主幹等以下	
5 国内の出張命令	次長及び課長の4日以上並びに附属機関等の委員の出張	課長の3日以内及び主幹等以下の4日以上の出張	主幹等以下の3日以内の出張	県外及び旅費の調整を必要とする場合の出張の命令は、行政課長に合議
6 海外へのお出張命令	次長以下			課長以上の出張は総務部長に、主幹等以下の出張は行政課長に合議
7 行政課所管以外の実務研修又は派遣研修の実施又は参加の決定	次長	課長	主幹等以下	課長以上の研修で受講期間が連続3日以上のもものは、行政課長に合議
8 年次休暇の時季の決定	次長の休暇及び課長の7日以上の休暇	課長の6日以内及び主幹等以下の7日以上の休暇	主幹等以下の6日以内の休暇	課長の7日以上の休暇は総務部長に、主幹等以下の7日以上の休暇は行政課長に合議
9 夏季特別休暇の承認	次長	課長	主幹等以下	
10 欠勤の決定	次長	課長	主幹等以下	行政課長に合議
11 身分事項異動の確認	次長	課長	主幹等以下	行政課長に合議

を

3 週休日の振替又は休日の代休時間の指定	部長	課長	主幹等以下	
4 勤務時間の割振り	部長	課長	主幹等以下	
5 国内の出張命令	部長及び課長の4日以上並びに附属機関等の委員の出張	課長の3日以内及び主幹等以下の4日以上の出張	主幹等以下の3日以内の出張	県外及び旅費の調整を必要とする場合の出張の命令は、行政課長に合議
6 海外へのお出張命令	部長以下			課長以上の出張は総務部長に、主幹等以下の出張は行政課長に合議
7 行政課所管以外の実務研修又は派遣研修の実施又は参加の決定	部長	課長	主幹等以下	課長以上の研修で受講期間が連続3日以上のは、行政課長に合議
8 年次休暇の時季の決定	部長の休暇及び課長の7日以上の休暇	課長の6日以内及び主幹等以下の7日以上の休暇	主幹等以下の6日以内の休暇	課長の7日以上の休暇は総務部長に、主幹等以下の7日以上の休暇は行政課長に合議
9 夏季特別休暇の承認	部長	課長	主幹等以下	
10 欠勤の決定	部長	課長	主幹等以下	行政課長に合議
11 身分事項異動の確認	部長	課長	主幹等以下	行政課長に合議

に改め、同表4の表及び同表5の(1)から(3)までの表中

決 裁 事 項	決 裁 区 分			備 考
	教育長	次 長	課 長	

を

決 裁 事 項	決 裁 区 分			備 考
	教育長	部 長	課 長	

に改める。

別表第2の1の表中

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分	
		教育長	次 長

を

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分	
		教育長	部 長

に改め、同表2から5までの表中

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分		
		教育長	次 長	課 長

を

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分		
		教育長	部 長	課 長

に改める。

附 則

この訓令甲は、平成28年4月1日から施行する。